

副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田 学 ほか105名

被告 東京都, 国 (処分をした行政庁 関東地方整備局長)

上 申 書

平成24年6月19日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告国指定代理人

大 口 紋



和 田 将



佐 藤 昌



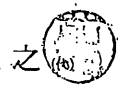
前 畑 聡



堤 洋



角 野 浩



近 藤 光



酒 井 達



清	水	大	貴
中	村	英	夫
奥	田	謁	夫
赤	星	健	太郎
米	山	慎	二
本	橋	浩	行
高	峯	聡	一郎
北	間	美	穂
今	井	弘	幸
小	林	雄	一
中	山		浩
高	木		暁
尾	上	佑	介
井	手	統	一
高	橋		勉

被告国は、下記のとおり上申いたします。

記

被告国は、第24回口頭弁論期日（平成24年3月22日）において、同年6月11日までに最終準備書面を提出すると約束していたところですが、最終準備書面を作成する過程で、本件鉄道事業認可の申請書に添付された設計概要図（以下「本件設計概要図」という。）及び事業地表示図（以下「本件事業地表示図」という。）について、その各写しとして提出していた書証（乙第26号証の1, 2及び乙第27号証の1, 2）が、いずれも本件設計概要図及び本件事業地表示図とは異なるものの写しであることが判明しました。

そこで、次回口頭弁論期日（平成24年6月19日）においては、本件設計概要図及び本件事業地表示図（いずれも原本）を書証として提出するとともに、追って調査の上、本件設計概要図及び本件事業地表示図とは異なる地図（乙第26号証の1, 2及び乙第27号証の1, 2）が書証として提出された経緯等を明らかにする予定です。

以上